

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を
改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

錦糸町駅周辺における自転車駐車場の利用状況の平準化を図るため、第3種特定自転車駐車場の使用料を次のように改める。

現 行：1台につき24時間までごとに300円の範囲内で規則で定める額

改正後：1台につき24時間までごとに600円の範囲内で規則で定める額

2 施行期日

令和5年1月8日

参考（改正を予定している同条例施行規則の内容）

別表第5 2 両国駅国技館通り路上自転車駐車場以外

改正後使用料		現行使用料	
1時間以内の場合	無料	1時間以内の場合	無料
1時間を超え、2時間以内の場合	200円	1時間を超え、2時間以内の場合	100円
2時間を超え、12時間以内の場合	400円	2時間を超え、3時間以内の場合	200円
12時間を超え、24時間以内の場合	600円	3時間を超え、24時間以内の場合	300円
24時間を超え、25時間以内の場合	800円	24時間を超え、25時間以内の場合	400円
25時間を超え、36時間以内の場合	1,000円	25時間を超え、26時間以内の場合	500円
36時間を超え、48時間以内の場合	1,200円	26時間を超え、48時間以内の場合	600円
削除	削除	48時間を超え、49時間以内の場合	700円
削除	削除	49時間を超え、50時間以内の場合	800円
削除	削除	50時間を超え、72時間以内の場合	900円

1 上限利用時間の短縮

利用時間の上限を48時間とし、第3種特定自転車駐車場は一時利用者向けに特化する（48時間を超過した場合は、放置扱いとして撤去対象とする。）。

2 使用料増額（現行の2倍）に対する第3種特定自転車駐車場利用者への配慮

高齢者や大型子乗せ自転車利用者など地下の第2種特定自転車駐車場を利用しづらい第3種特定自転車駐車場利用者の負担軽減を図るため、2時間を超え12時間以内は400円とし、それを超える長時間利用の場合は1日（24時間）当たりの上限額の600円とする。